



インターネットでの情報提供	
提供予定日	12月11日

平成21年12月10日(木)県政記者クラブ・岐阜市政記者クラブ配付資料			
所 管	担当課	担 当 者	電 話 番 号(内線)
岐阜振興局	環境課	環境課長 長谷川 泰介	058-264-1111 内線220

産業廃棄物収集運搬業者に対する業の許可取消処分を行いました

次の産業廃棄物収集運搬業者について、平成21年12月9日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき許可の取消処分を行いました。

1 被処分者

- (1) 住 所 岐阜県岐阜市藪田南一丁目3番10号
(2) 氏 名 株式会社朝日商事 代表取締役 いかがわ たかお 五十川 孝雄

2 許可内容

産業廃棄物収集運搬業

- ・許可年月日 平成17年11月10日(新規)
- ・許可番号 02101121867
- ・産業廃棄物の種類 がれき類 以上1種類

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

4 取消年月日

平成21年12月9日

5 取消しの理由

被処分者は、平成21年11月20日に岐阜地方裁判所において破産手続の開始決定を受けた。

本事実、法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イにおいて準用する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するため。

< 参考資料 >

(許可の取消し)

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至つたとき。

(産業廃棄物処理業)

第十四条

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

(一般廃棄物処理業)

第七条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの